

被扶養者申請のポイント

～問合せが多い事項～

三越伊勢丹健康保険組合
2024.6月

目次

内容	ページ	
収入の種類・収入要件	2～3	
自営業者の収入	4～6	直接的必要経費など
認定日	7	
削除日	8	
被扶養者の範囲	9	
子供の扶養申請	10	
別居家族の扶養申請	11～12	

収入の種類

課税・非課税関係なく、
すべて収入と見ます！！

種類	内容
給与収入	給与（基本給・残業代）、賞与、各種手当（通勤費などの各手当を含む） ※税や社会保険料等が控除される前の、 総支給額 が対象
自営業収入	・一般事業（商業・製造業等の自家営業に基づく収入・保険の外交やイラストレーター等のフリーランス業に基づく収入） ・ 不動産収入 （土地・家屋・駐車場・倉庫等の賃貸による収入）
年金収入	各種年金（ 老齢年金・企業年金・障害年金・共済年金・個人年金等 ） ※税や社会保険料等が控除される前の、 総支給額 が対象
公的保障 （補償）収入	労災保険の給付、雇用保険の 失業給付 、健康保険の 傷病手当金 等
その他の収入	利子収入（預貯金・有価証券利子等）、株式等の配当収入 雑所得（原稿料・印税・講演料等）、副業収入 株・不動産・投資信託・債権・FX等の譲渡収入 等

収入要件 間違いやすいポイント

- ◆退職金や、相続による**一時的な収入等**は、年間収入の算出には含めません。
- ◆自営業者の収入は**所得**では審査しません。

確定申告書のここをチェック！！
「所得金額等」×
「収入金額等」○

自営業者の収入 確認方法

経費としてマイナス
できるものは
次ページでチェック！！

$$\text{自営業者の年間収入} \\ = \text{年間総収入} - \text{直接的必要経費}$$

- ・ **所得**では審査しないのでご注意ください！！
- ・ **直接的必要経費**は次ページからの表を参照ください。
- ・ 直接的必要経費は業態や業務内容により**認められない場合**があります。

直接的必要経費

経費としてマイナス
できる科目はこれ！！

◆一般所得

売上原価	外注工賃	地代家賃	荷造運賃
水道光熱費	旅費交通費	通信費	修繕費

※「事業所所在地」と「自宅住所」が同一の場合等、
記載の科目でも認められない場合があります。
※直接的必要経費は業態や業務内容により認められない
場合があります。

直接的必要経費

◆農業所得

雇入費	小作料・賃貸料	種苗料	素畜費
肥料費	飼料費	農具費	農薬衛生費
諸材料費	修繕費	動力光熱費	作業用衣料費
荷造運賃手数料	土地改良費		

◆不動産所得

修繕費			
-----	--	--	--

※「事業所所在地」と「自宅住所」が同一の場合等、記載の科目でも認められない場合があります。
※直接的必要経費は業態や業務内容により認められない場合があります。

認定日

認定事由	認定日	
被保険者の資格取得	事由発生日 事由発生日より1カ月以内の申請 （健康保険組合が書類を受領した日）	受付日 事由発生日より1カ月を 経過後の申請
離職		
収入減少		
その他		
出生	出生日（原則）	

※事由発生日の根拠書類の提出が必要です。

※原則、事由発生から5日以内に届け出てください。

※申請時に虚偽等の不正があった場合は、認定を取消いたします。

削除日

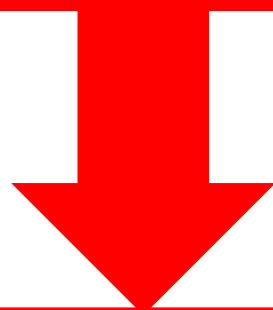
削除事由		削除日
社会保険加入		社会保険取得日
結婚	調査時も含む	入籍日(遡って削除とします)
離婚		離婚日(遡って削除とします)
別居		転出日(遡って削除とします)
収入超過	本人申出	異動届の受付日
調査時収入超過	前年の収入	調査時定めた削除日 (調査提出締切日の翌日)
	直近の収入	
調査時夫婦共同扶養 収入逆転		調査時定めた削除日

- ※夫婦共同扶養の場合は、異動届の受付日・相手方健保と調整して決定した日とすることがあります。
- ※申請時・検認時に虚偽等の不正があった場合は、この限りではありません。
- ※その他（雇用保険受給開始等）事由発生日が分かる場合は、事由発生日で削除とする場合があります。

被扶養者の範囲

健康保険法（第3条第7項） 被扶養者の範囲

『被保険者（従業員本人）の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹であって、**主としてその被保険者により生計を維持する者**』



実際に被保険者が援助しなければ
申請対象者の生活が成り立たない方が対象です！！
保険料の節約目的での扶養申請は認められません！！

子供の扶養申請

～夫婦ともに収入がある場合～

◆夫婦ともに収入がある場合は、それぞれの年間収入を比較して、**多い方の被扶養者**とすることとなっています。

◆**過去**の収入・**現時点**の収入・**将来**の収入等から
今後1年間の収入を見込んだもので比較します。

※別紙・扶養要件チェックリスト（夫婦共同扶養の場合）をご参照下さい。

別居の家族の扶養申請 別居とは？？

◆住民票を分けている「世帯分離」は別居扱いとなります。

健康保険における
「同居」＝「住居および家計が同一であること」

世帯分離は「住居または生計のいずれか、あるいはその両方が別であると考えられるため、家計が同一とは認められず、**「別居」**として扱います。

◆「同一敷地内の別棟」は別居扱いとなります。

※別紙・扶養要件チェックリスト（別居の場合）をご参照下さい。

別居の場合の要件

- ①同居の場合の扶養要件をすべて満たしていること。
- ②申請対象者の年収が被保険者からの仕送額より少ないこと。

- ・ 振込の場合・・・預金通帳等のコピー（直近3か月分）
- ・ 送金の場合・・・現金書留の控え（直近3か月分）

※送金の証明のため、上記の公的書類の提出が必須です。

現金手渡し、申し立ては認めません。

※①～④が確認できるものをご提出ください。

①振込依頼人（被保険者） ②受取人（被扶養者） ③金額 ④振込日（送金日）

- ③被保険者から申請対象者へ仕送りをしていること。

※例えば、父（被保険者）ではなく母が子供（被扶養者）への送金をしている場合は認められません。

- ④毎月、送金をしていること。

※扶養認定時、調査時だけでなく、継続的な送金が必要です。